

所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年6月分の手当から、児童を養育している方の所得が下記表の【2】以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が【2】を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の【1】（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を、所得が【1】以上【2】（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	【1】所得制限限度額		【2】所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

◎児童手当に用いる所得について

児童手当に用いる所得は、下の（1）所得額の合計から（2）控除額の合計を差し引いた金額になります。

（1）所得額

「総所得金額（注1）」、「退職所得金額（注2）」、「山林所得金額」、「土地等にかかる事業所所得等の金額」、「長期譲渡所得金額」、「短期譲渡所得金額」、「先物取引にかかる雑所得」、「条約適用利子等の金額」、「条約適用配当等の金額」

（注1）給与所得、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得の合計額

（注2）現年分離課税されるものは除く

（2）控除額

「施行令に定める一律控除8万円」、「給与所得又は公的年金等に係る所得を有する方は10万円(注3)」、「障害者・寡婦・勤労学生の各控除27万円」、「特別障害者控除40万円」、「ひとり親控除35万円」、「雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除の実額」、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」

（注3）給与所得及び公的年金等所得の合計が10万円未満の場合はその額

※原則、児童と生計を同一にする父母のうち、所得が高い方の金額で審査を行います。